

ご遺族の方へ

南国市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からお悔み申し上げます。

南国市では、
遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手續と、
一般的な役所以外の手續について、
パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。
このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

南国市おくやみ窓口 088-880-6574

おくやみ窓口

市役所での手續がご不明なご遺族に、必要な窓口をご案内するための
専用窓口「おくやみ窓口」を設置しております。(予約制)
※ご予約いただいても、すべての手續が1日で終了しないことがあります。

場所 南国市役所 1 階 市民課

開設時間 午前 9 時～午後 5 時(土・日・祝日・年末年始を除く)
※受付は午後 4 時まで

ご予約・お問い合わせ先 088-880-6574
※午前 8 時 30 分～午後 5 時(土・日・祝日・年末年始を除く)
ご利用の方は 2 開庁日前までに予約してお越しください。

ご案内はご予約の方優先です。
オンライン予約は二次元コードを読み取り、
必要事項を入力しお申込みください。



※おくやみ窓口でのご説明に 30 分程かかります。その後、担当課で手續をしていただきます。お時間に余裕をもってお越しください。
※おくやみ窓口を通さず、担当課にて直接お手續いただくこともできます。
5、6 ページのチェックシートをご活用ください。

来庁者に持参をお願いしているもの

※お客様によって持参物は異なることがあります。

- ☐ 故人の各種保険証（国保、高齢受給者証、後期高齢、介護保険証等）
- ☐ 故人の印鑑登録証（実印登録時に交付されたカード）
- ☐ 故人の住民基本台帳カード
- ☐ 故人の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、福祉タクシー券、ガソリン券等
- ☐ 「死亡診断書」の写し（念のため）
- ☐ 喪主の預金通帳と認印
- ☐ 喪主を証明する書類（埋火葬許可証、会葬礼状等）
- ☐ 来庁される方の確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ☐ その他

※故人様が所有していない、どこにあるかわからないもの等は持参しなくてかまいません。

※上記持参物は、予約時に伝えているものです。

※その他の持参物に関しては、チェックシート（本冊子P5・6）を参考に、担当窓口に直接お問合せください。

もくじ

1. 死亡届について	p.7
2. 障害福祉の手続について	p.9
3. 年金の手続について	p.9
4. 相続等によって農地を取得した場合の届出について	p.10
5. 介護保険について	p.11
6. 在宅高齢者支援サービスについて	p.11
7. 国民健康保険について	p.12
8. 後期高齢者医療保険について	p.13
9. 葬祭費について	p.14
10. 亡くなられた方に児童がいる場合	p.15
11. 税の手続について	p.16
12. 市営住宅関係の手続について	p.19
13. 外国籍の方の届出について	p.20
14. 犬を飼っていた方について	p.21
15. 生活保護を受給していた方について	p.21
16. お問い合わせ窓口一覧	p.22
17. その他の主な手続	p.23

身近な人が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ（目安）

		3 カ月 以内	4 カ月 以内	10 カ月 以内	1 年 以内	必要な手続の詳細について 〈7ページ〉
届出・手続		○相続放棄・限定承認 ○相続財産の調査 ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・遺言書の検認 (25・26ページ参照) ○公共料金等の手続(27ページ参照) ○年金関係の手続 ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届等		○遺産分割協議(25ページ参照)	○遺留分侵害額請求 ○払戻・解約・名義変更等	必要な手続の窓口一覧 〈22ページ〉
	税金		○所得税の準確定申告 (26ページ参照)	○相続税の申告・納付 (26ページ参照)		
		南国市以外で必要な手続の一覧 〈23ページ〉				

南国市で必要な手続については次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、22ページに窓口一覧を掲載しています。

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

✓点がついた項目は、手続について担当窓口へご確認ください。

確認事項(故人について)			チェック	該当ページ
1 階	市民課	世帯の人数が3名以上でしたか	☐	p.8
		②市民係 外国籍でしたか	☐	p.20
		印鑑登録をしていましたか	☐	p.8
		④年金係 ご遺族の方にお立寄りをお願いしております	☐	p.9
		⑤国保係 74歳以下で国民健康保険に加入していましたか	☐	p.12
	長寿支援課	⑦介護保険係 65歳以上の方でしたか	☐	p.11
		40～64歳の方で要介護認定を受けていましたか	☐	p.11
		⑥いきいき長寿係 75歳以上の方でしたか	☐	p.13
	税務課	⑫市民税係 市・県民税の納付に関する手続がありますか	☐	p.16
		⑪税務管理係 軽自動車や原動機付自転車等をお持ちでしたか	☐	p.18
		⑬資産税係 固定資産税が課税されていましたか	☐	p.17
	福祉事務所	⑩障害福祉係 障害者手帳をお持ちでしたか	☐	p.9
		福祉医療費受給者証をお持ちでしたか	☐	p.9
		⑧保護係 生活保護を受給していましたか	☐	p.21

故人の氏名

故人の生年月日

亡くなられた日

※係名の前の数字は窓口番号です。

確認事項(故人について)			チェック	該当ページ
2階	農業委員会事務局	農地を所有していましたか	☐	p.10
		農業者年金を受給または農業者年金に加入していましたか	☐	p.10
	子育て支援課	児童手当・児童扶養手当を受けていましたか	☐	p.15
		同居家族に子どもがいましたか	☐	p.15
		ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちでしたか	☐	p.15
		乳幼児医療受給者証をお持ちでしたか	☐	p.15
		児童医療費受給者証をお持ちでしたか	☐	p.15
3階	学校教育課	学校教育総務係	世帯内に小・中学生がいましたか	☐ p.15
	住宅課	住宅係	市営住宅に入居していましたか	☐ p.19
	環境課	環境係	犬を飼っていましたか	☐ p.21
4階	財政課	管財係	南国市と借地契約していましたか	☐ p.23
別棟	上下水道局	営業係	水道または下水道を使用していましたか	☐ p.27

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇埋火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、
亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人
(登記事項証明書または裁判書の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書または死体検案書に、医師による証明のあるもの)
1通
- ※手続で死亡診断書等の写しが必要になる場合がありますので、必ず提出前にコピーを取っておいてください。

◇南国市に届書を提出する場合は

【平日(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民課市民係

【夜間及び休日】

市役所本庁舎1階西玄関夜間休日窓口

夜間休日窓口で届書をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね4日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね7日～14日

※大型連休、年末年始に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続には、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合がありますので、あらかじめ提出先に必要な戸籍を確認ください。

住民票について必要な手続 ※亡くなられた方が南国市に住民登録がある場合

◇死亡の記載

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について届出は必要ありません。

◇世帯主変更届

3人以上の世帯で、世帯主が亡くなられた場合は、残った世帯員の中から一人を選んで新しい世帯主として設定し、世帯主の変更通知書をお送りします。不都合がある場合は世帯主変更届をお願いします。

・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

印鑑登録証について

印鑑登録は亡くなられた時点で廃止になります。

印鑑登録証は破棄または返納していただく必要がありますので、ご自宅で破棄するか下記窓口までお持ちください。

マイナンバーカードについて

マイナンバーは、相続等の手続で必要なことがありますので、お手元で保管していただいて差支えありません。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

市民課 市民係

☎ 088-880-6574

2. 障害福祉の手続について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続を行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が障害に関するお手続をされていた場合は、所定の手続が必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

福祉事務所 障害福祉係
☎ 088-880-6566

3. 年金の手続について

◇年金受給者が亡くなられたとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金・遺族年金等の請求手続が必要になることがあります。手続の内容は、亡くなられた方によってそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◇国民年金に加入中の方（国民年金第1号被保険者の方）が亡くなられたとき

国民年金に加入中の方が亡くなった場合、死亡後の手続が必要になることがあります。

※上記以外で遺族の方自身も別途手続が必要になることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

市民課 年金係
☎ 088-880-6555

農業者年金の手続について

◇受給者が亡くなられたとき

亡くなられた方が農業者年金受給者の場合、受給者死亡届出や未支給年金の請求手続が必要です。手続の内容は、亡くなられた方によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◇被保険者（農業者年金に加入中の方）が亡くなられたとき

農業者年金に加入中の方が亡くなられた場合、被保険者死亡届出の手続が必要です。また、ご遺族に支払われる死亡一時金の請求手続も併せて必要になることがあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

農業委員会事務局

☎ 088-880-6573

4. 相続等によって農地を取得した場合の届出について

南国市内の農地を相続等で取得した場合は、農業委員会への届出が必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

農業委員会事務局

☎ 088-880-6573

5. 介護保険について

南国市の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証や各種認定証をご返却ください。また、相続人代表の方は、介護保険料の精算の手続や、高額介護サービス費の支給口座の変更手続等が必要です。郵送での手続も可能です。

◇手続に必要なもの

1. 介護保険被保険者証・各種認定証
2. 相続人代表の方の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
3. 相続人代表の方の認印
4. 相続人代表の方の振込先口座のわかるもの（通帳等）

※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です。事前にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

長寿支援課 介護保険係 ☎ 088-880-6556

6. 在宅高齢者支援サービスについて

南国市の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）で亡くなられた方が下記のサービスを利用していた場合やお心当たりがある場合は、お問い合わせください。

- ・緊急通報装置利用助成金交付事業
- ・緊急通報システムサービス事業
- ・配食サービス事業

◇返却していただくもの

緊急通報システムサービス事業

貸与している緊急通報装置を返却してください。業者が撤去工事を行う場合は装置を工事業者に引き渡してください。ご自身で撤去される場合は装置を下記窓口へお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

長寿支援課 介護保険係 ☎ 088-880-6556

下記のサービスについては、お手持ちの通院支援券及び介護用品券を破棄してください。手続は必要ありません。

- ・通院支援サービス事業
- ・介護用品支給事業

7. 国民健康保険について

◇各証（資格確認書、限度額認定証等）の返却について

国民健康保険の被保険者が亡くなられたときは、各証を返却してください。
また、亡くなられた方が世帯主で、その世帯に国保の加入者がいる場合は、その方の各証も返却してください。別途、新しい世帯主に変更した資格確認書等を送付します。

◇支給口座の変更について

高額療養費等の申請をされている方は、支給口座の変更手続が必要な場合があります。

◇国民健康保険税について

国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、税額変更通知をお送りします。
※手続は不要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

市民課 国保係

☎ 088-880-6555

国民健康保険税についてご不明な点は、下記までお問い合わせください

税務課 市民税係

☎ 088-880-6554

8. 後期高齢者医療保険について

後期高齢者医療保険の被保険者(75歳以上の方等)が亡くなられたときは、被保険者証や各種認定証をご返却ください。また相続人代表の方は、後期高齢者医療保険料の精算の手続や、高額療養費の支給口座の変更手続等が必要です。郵送での手続も可能です。

◇手続に必要なもの

1. 後期高齢者医療被保険者証・各種認定証
2. 相続人代表の方の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)
3. 相続人代表の方の認印
4. 相続人代表の方の振込先口座のわかるもの(通帳等)

※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、委任状とそれぞれの本人確認書類が必要です。事前にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

長寿支援課 いきいき長寿係
☎ 088-880-6556

MEMO



9. 葬祭費について

(74歳以下の方が亡くなられた場合)

国民健康保険の被保険者が亡くなられたときは、葬祭費として30,000円が支給されます。

※葬祭費は原則として喪主に支給(口座振込)します。喪主と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です。

葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください(請求権の時効)。

◇申請に必要なもの

1. 喪主の氏名及び葬祭日が確認できるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書、新聞の死亡広告、埋火葬許可証等)
2. 喪主の振込先口座がわかるもの(通帳等)
3. 喪主と口座名義人が異なる場合は、委任状と支給口座のわかるもの
4. 窓口に来られる方の本人確認書類

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

市民課 国保係

☎ 088-880-6555

次ページへ
続く

MEMO



(75歳以上の方が亡くなられた場合)

後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなられたときは、喪主に対して30,000円が支給されます。郵送での手続も可能です。

※喪主と口座名義人が異なる場合は、委任状とそれぞれの本人確認書類が必要です。事前に問い合わせください。

葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

◇申請に必要なもの

1. 喪主の氏名及び葬祭日が確認できるもの(会葬礼状、葬祭費用の領収書、新聞の死亡広告、埋火葬許可証等)
2. 喪主の振込先口座がわかるもの(通帳等)
3. 喪主の認印

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

長寿支援課 いきいき長寿係
☎ 088-880-6556

10. 亡くなられた方に児童がいる場合

◇子育て支援課

お子様に関する手当や医療費の助成を受けている方が亡くなられたときは、受給者の変更や未払手当の受取等の手続が必要になりますので、市役所へお越しのうえお手続ください。該当する手当等の例は以下のとおりです。

- ・児童手当 ・児童扶養手当 ・母子父子福祉手当 ・交通遺児手当
- ・ひとり親医療 ・乳幼児医療 ・未熟児養育医療

◇学校教育課

同居家族に小学生・中学生がいる場合は手続が必要となる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

子育て支援課 子育て応援係
☎ 088-880-6562

学校教育課 学校教育総務係
☎ 088-880-6568

11. 税の手続について

亡くなられた方に税の未納がある場合は、相続人に納税義務が引き継がれます。相続人間で話し合いのうえ納付をお願いします。未納があるかどうかは、税務課収納係へお問い合わせください。納付書が不明の場合は再発行します。

※同一世帯で相続関係が確認できる場合を除き、手続には相続関係のわかる書類（戸籍等）が必要です。

税の未納についてのお問い合わせ

税務課 収納係

☎ 088-880-6554

◇市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が引き継がれ、6月に住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせ

税務課 市民税係

☎ 088-880-6554

所得税・相続税についてのお問い合わせ

南国税務署

☎ 088-863-3215

次ページへ
続く

◇固定資産税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務が引き継がれます。亡くなられた方が所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。相続人代表指定届は、相続関係確認後税務課資産税係より郵送にて案内します。

なお、資産の有無の確認には同一世帯で相続関係が確認できる場合を除き相続関係のわかる書類(戸籍等)が必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

税務課 資産税係

☎ 088-880-6554

MEMO



◇軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、車両について、下記のお手続きが必要になります。車種に関わらず期日までに手続きできない場合等、詳しくは 税務課 税務管理係までお問い合わせください。

◇必要な手続

(1) 名義変更・所有している車両を他の方が引き続いて使用する場合
新しい所有者を決められてから 15 日以内にお手続きください。

(2) 廃車・車両を売却もしくは処分する場合
廃車から 15 日以内にお手続きください。

※車種により手続先が異なります。

亡くなられた日から次の4月1日までの間に、名義変更・廃車のお手続きが間に合わない場合は、お手続きを行うまでの間、市からの軽自動車税に関する通知の送り先を指定する届出の提出をお願いしております。詳しくは税務課 税務管理係までお問い合わせください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕用・その他)・ミニカー

税務課 税務管理係

☎ 088-880-6554

125ccを超えるオートバイ

高知運輸支局

☎ 050-5540-2077 (音声案内)

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 高知事務所

☎ 050-3816-3125 (コールセンター)

(電話がつながりにくいことがあります)

12. 市営住宅関係の手続について

◇市営住宅入居者等が亡くなられたとき

亡くなられた方が市営住宅入居者または入居名義人の緊急連絡先、連帯保証人の場合、必要に応じて以下の手続が必要です。

◇必要な手続

(1) 名義を引き継ぐ手続

入居名義人の方が亡くなられたときに同居されている方がおり、引き続きその住宅に居住する意思がある場合

※引き継ぐためには条件があります。

(2) 住宅を返還する手続

入居名義人の方が亡くなられたときに同居されている方が退去される場合または同居の方がいない場合

(3) 亡くなられた方の退去の手続

入居名義人の方以外の入居者の方が亡くなられた場合

(4) 新たな緊急連絡先の設定の手続

入居名義人の緊急連絡先または連帯保証人の方が亡くなられた場合

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

住宅課 住宅係

☎ 088-880-6558

◇県営住宅の入居者が亡くなられた場合

県営住宅関係の手続について、ご不明な点は、下記までお問い合わせください

高知県住宅供給公社

☎ 088-883-0344

13. 外国籍の方の届出について

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、亡くなられた中長期在留者、特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）を返納していただく必要があります。この場合、高松出入国管理局高知出張所の窓口で返納していただくか、郵送してください。郵送される場合は、封筒の表に「在留カード等返納」と表記し、下記の【郵送先】（おだいば分室）にお送りください。

返納先

高松出入国在留管理局 高知出張所
〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-4-1 高知法務総合庁舎1階

郵送先

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局 おだいば分室

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様等ご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡の日から14日以内に出入国管理局への届出が必要な場合があります。

（届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。）

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

高松出入国在留管理局 高知出張所
☎ 088-871-7030

14. 犬を飼っていた方について

犬を飼っていた方が死亡された場合は飼い犬の登録について手続が必要になる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

環境課 環境係

☎ 088-880-6557

15. 生活保護を受給していた方について

下記窓口にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

福祉事務所 保護係

☎ 088-880-6566

MEMO



16. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
p.7	死亡届について	市民課	市役所1階3番窓口
p.9	障害福祉の手続について	福祉事務所	市役所1階10番窓口
p.9	年金の手続について	市民課	市役所1階4番窓口
		南国年金事務所	☎ 088-864-1111
p.10	農地・農業者年金について	農業委員会事務局	市役所2階
p.11	介護保険の手続について	長寿支援課	市役所1階7番窓口
p.12	医療保険について	市民課・長寿支援課	市役所1階5・6番窓口
p.14	葬祭費について	市民課・長寿支援課	市役所1階5・6番窓口
p.15	亡くなられた方に 児童がいる場合	子育て支援課 学校教育課	市役所2階 市役所3階
p.16	住民税について	税務課	市役所1階12番窓口
p.16	所得税、相続税について	南国税務署	☎ 088-863-3215
p.17	固定資産税について	税務課	市役所1階13番窓口
p.18	軽自動車税について	税務課	市役所1階11番窓口
p.18	廃車・名義変更 手続について 原付(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕用・ その他) ミニカー	税務課	市役所1階11番窓口
	125ccを超えるオートバイ	高知運輸支局	☎ 050-5540-2077 (音声案内)
	三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会高知事務所	☎ 050-3816-3125 (音声案内)
p.19	市営住宅関係の手続について	住宅課	市役所3階
p.19	県営住宅関係の手続について	高知県住宅供給公社	☎ 088-883-0344
p.20	外国の方が亡くなられたと きの特別永住者証明書(外 国人登録証明書)の返納に ついて	〈返納先〉 高松出入国在留管理局 高知出張所	
		〈郵送先〉 東京出入国在留管理局 おだいは分室 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階	
p.20	亡くなられた方の配偶者や ご家族が外国籍の方の場合	高松出入国在留管理局 高知出張所	☎ 088-871-7030
p.23	亡くなられた方が市道等の 借地契約をしていた場合	財政課	市役所4階

17. その他の主な手続

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続があります。一般的な手続について記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	被保険者が亡くなられたときに亡くなられた方によって生計を維持されていた方に支給されます。 手続、お問い合わせはお近くの年金事務所に。

◇市役所と借地契約をしていた方が亡くなられた場合

市役所と借地契約をしていた方が亡くなられたときは下記までご連絡ください

財政課 管財係

☎ 088-880-6552

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年 の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続について 改葬・墓じまいには、墓地改葬許可申請書の提出が必要です。

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から受入先がわかる書類を発行してもらいます。
 (例) ・受入証明書・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

霊園等の場合は現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続です。

必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書等
 提出先 墓地のある市区町村に申請書を提出し、改葬の改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨の取り出し

遺骨の取り出しは石材店にお願いすることが多いため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

〈お問い合わせ〉
 南国市環境課 環境係
 ☎ 088-880-6557

◇その他の相続に関する手続 / 相続に関する手続チェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。相続権がある方が役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要です。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円＋600万円 ×法定相続人の数
☒	相続登記申請の義務	3年以内	土地・建物を相続した場合、登記が必要です。なお正当な理由なく義務に違反すると、10万円以下の過料に処されることがあります。 所在地を管轄する法務局については、法務局のホームページでご確認ください。

◇少し落ち着いてから行う手続チェックリスト

	項目	期日	手続窓口	準備するもの・備考
☒	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
☒	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
☒	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続可能
☒	ガス料金の 名義変更・解約		各ガス会社	
☒	水道料金の 名義変更・解約		南国市上下水道局 ☎ 088 - 863 - 1234	
☒	N H K の名義変更・解約		N H K	
☒	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
☒	その他利用サービスの 名義変更・解約		各事業所・会社	新聞 固定電話 定期購読物 オンラインサービス等
☒	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
☒	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

◇住まいの相談窓口

亡くなられた方の住まい(土地や建物等)に関する相談窓口です。

【相続相談】

遺言、遺産分割協議、相続登記、隣地との境界確定に関する相談は

- ・高知県弁護士会、高知県司法書士会、高知県土地家屋調査士会、高知県行政書士会
- ・無料法律相談 毎月第1・3土曜日(事前予約制)

ご予約は南国市社会福祉協議会まで ☎ 088 - 863 - 4444

【売却等】

土地・建物の売却、賃貸、解体、建て替え、リフォーム、耐震改修のご相談は

- ・高知県宅地建物取引業協会

(無料相談) 毎週火・金曜日(13:00~16:00) ☎ 088 - 823 - 4000

- ・全日本不動産協会高知県本部

☎ 088 - 822 - 4669

【管理】

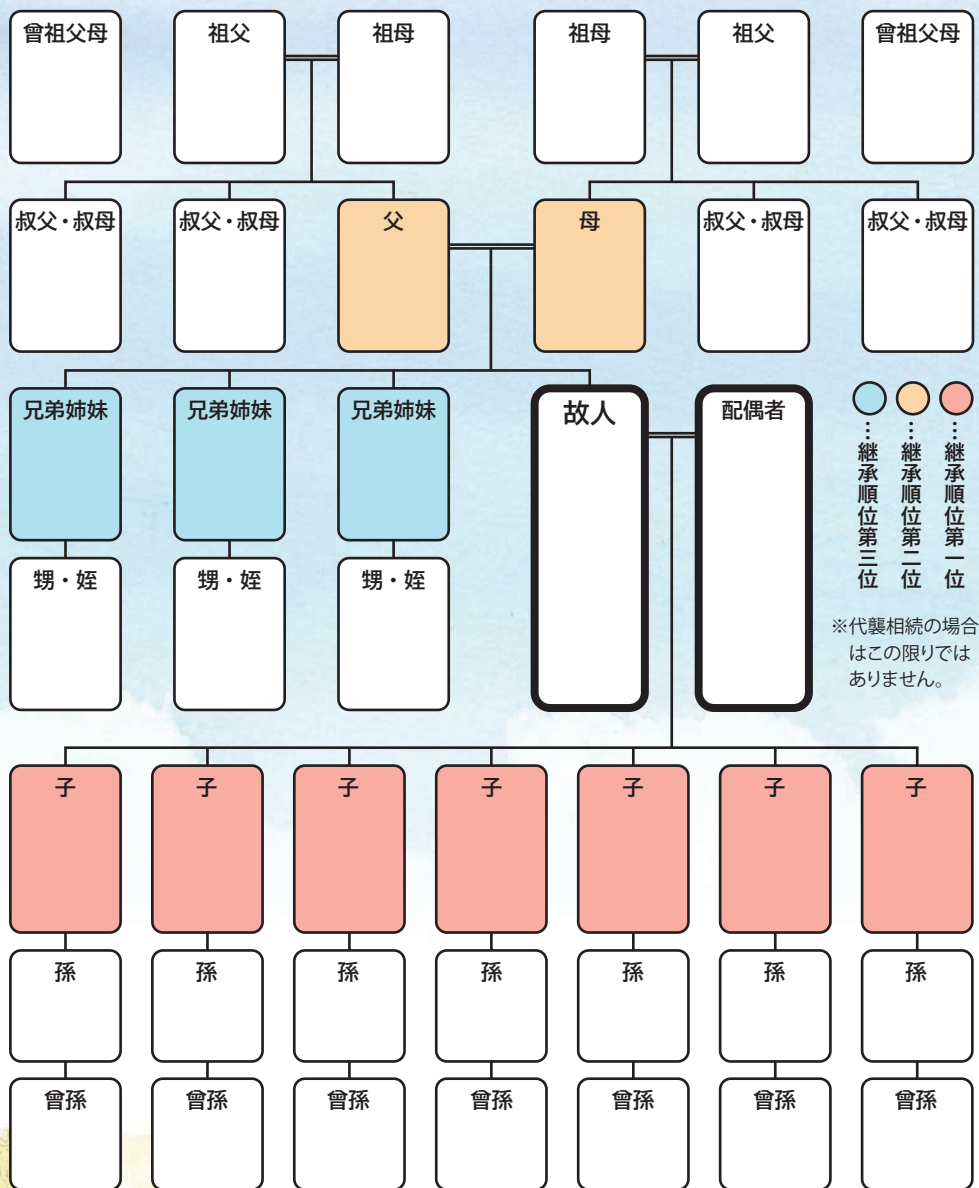
空き家の見回り、草木の剪定については

- ・日本空き家サポート(株式会社ファースト・コラボレーション) ☎088 - 821 - 8110
- ・南国市シルバー人材センター ☎ 088 - 863 - 4450

MEMO



◇ご遺族メモ / 家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO



MEMO



相続手続サポートと 相続税申告

相続手続や相続税申告については、わかりにくいことが多く手続も面倒です。
例えば、

あらかじめ
相続手続などについて
知っておきたいが、
どこに聞けばよいのか。

後の相続争いを防ぐため、
自分の意思で生前に
財産の処分を決めておきたいが、
どのようにすればよいのか。

銀行預金・郵便貯金の解約や
不動産の名義変更などの
相続手続は
どのようにすればよいのか。

相続税の申告が
必要なのかどうか。
相続税申告は
どのようにすればよいのか。



相続税はどのくらい
掛かるのか。掛かりそうなのか。
掛かる場合できるだけ
節税したいが方法がわからない。

などです。

私たちにおまかせください。

家族のために行う
生前の相続対策・
相続税節税対策

相続財産の調査・
預金などの解約
手続サポート

不動産の
名義変更
手続サポート

遺産分割
手続サポート

相続申告が必要か
どうかの確認・
相続税申告手続

まかせて安心！誠実対応
税理士法人 高知さくら会計

(西森博行政書士事務所 併設)

四国税理士会所属 登録番号93346 代表社員／西森 博

高知市本町3-6-37 かわさき予備校ビル4F

TEL 088-802-4767 FAX 088-802-4768

✉ niyodot@isis.ocn.ne.jp

高知さくら会計

検索

相続担当
直通

TEL 088-802-3107

本誌を見た
お伝えくださった方は
初回相談無料



老舗 吉本佛具店

デザイン・材質・サイズ別に品揃えをしております。
お気軽にご相談ください。



お仏壇ご神道壇は
メーカーカタログ価格に対して
50%割引の特価にて
ご提供致します。[一部割引対象外あり]

御位牌は
14,300円 [文字彫刻費 / 消費税込] より
様々なデザインを
ご用意しております。



創業百十余年の信頼と実績
お仏壇・ご神道壇・京念珠の専門店

吉本共栄堂南国店

〒783-0004 南国市大楠甲 1203-1 (とさ電 後免町電停を東へ150m)

☎ **088-863-5000** (定休日: 水曜日)

🌐 https://www.e-butsudan.com/butsudanten/shop_7053.html

新規購入

買替え

仏壇・仏具
神 殿 神 具・数珠など

吉本共栄堂 帯屋町本店

〒780-0841 高知市帯屋町一丁目

☎ **088-823-1377**

(定休日: 水曜日)

ホームページ



本冊子を見た方限定で、お仏壇ご神道壇は
メーカーカタログ価格に対して最大50%割引の特価にて販売致します。

広告掲載に関するお問い合わせ ☎ **03-6866-0885** (株式会社鎌倉新書)

南 国 市 で

相続に関するお悩みが

ございましたらお気軽にご相談ください



南 国 市 に 事 務 所 を 構 え る
税 理 士 が サ ポ ー ト い た し ま す !

相続税申告手続

円満な相続の
ための生前対策

円滑な
事業承継の支援

相続財産の調査・
名義変更等の手続支援

遺産分割
手続支援

初回相談無料

ま ず は お 気 軽 に ご 相 談 く だ さ い

八松一仁税理士事務所
☎ 088-802-8520

営業時間: 8:30~17:30

E-MAIL: yamatsu-kazuhito@tkcnf.or.jp

住 所 : 高知県南国市大堀甲 1764 番地 1-3

H P : <https://yamatsu.tkcncf.com/>

HPはこちら



税理士 所長 八松一仁

四国税理士会南国支部所属 登録番号 138542

広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

「相続手続」にお困りの方は 相続を専門的に扱う

ライフパートナーズ法務事務所にぜひご相談を！



ライフパートナーズ法務事務所

役所への届出、戸籍の収集、遺産分割協議、預貯金口座の解約・引出、不動産の売却、不動産登記、相続税の申告など、当事務所が全てを一括して、お手伝いさせていただきます。

※不動産登記は提携司法書士にお繋ぎします。

相続に関して、法律に基づいたご相談をいたします。

官公署等届出

預貯金口座の解約・引出

戸籍取得

遺産分割協議

登記移転

相続税の申告



代表行政書士 森本 拓也

遺産相続サポート

121,000 円～
官公署への手続きはご自分で。
遺産分割協議と財産引継ぎパックです。

相続手続まるごと
サポート

184,000 円～
官公署への届出など、相続に必要な
すべての手続きが入ったパックです。

※すべて税込み

Profile

- 1993 年 3 月 高知県立追手前高校 卒業
- 1993 年 4 月 立命館大学産業社会学部 入学
- イギリス留学を経て、行政書士資格取得後公務員として約 20 年勤務した後、行政書士ライフパートナーズ法務事務所開設。



行政書士ライフパートナーズ法務事務所

ご相談は無料です。まずはお気軽にご相談ください。
相続専門の行政書士がご対応いたします。

知寄町一丁目電停 徒歩 5 分

事前予約で夜間・休日対応

無料
相談

088-879-6914

受付時間：受付 9 時～ 18 時（月～金曜日）定休日：土日祝日
高知市二葉町 19-6 <https://souzoku-kochi.net>

広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし 子どもがいない 頼れる身内がない 誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック



専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します！



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！



0120-982-219

[受付時間]
9:00～17:30(年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客様の希望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。

専門事業者とのお契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。

※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



広告掲載に関するお問い合わせ ☎03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

相続

のご相談なら

濱本健太郎税理士事務所 へ！

相続税

何から始めればいいのかわからない

相続税の申告

が必要なのかわからない

相続税の申告の仕方

がわからない



節税対策から相続申告まで
お心に寄り添いながらご支援させていただきます。

 相続専門のサポートチーム体制での支援

 資産状況に応じた生前対策をご提案

 アフターフォローまでしっかり対応！

濱本健太郎税理士事務所

WEBはこちら

〒781-0015 高知県高知市薮野西町1丁目24番24号

営業時間：平日9:00～17:30（定休日／土日祝）

☎ 088-855-3188



発 行 南国市おくやみ窓口
編 集 ／ 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年7月作成

